平成２３年（フ）第５９１号
高知市西久万328番地７
債務者　藤本　精一
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５７３号
熊本市吉原町308番地１
債務者　山本　滿男
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第５７４号
熊本市吉原町308番地１
債務者　山本テル子
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２７０号
鹿児島県いちき串木野市羽島5590番地
債務者　新村　道夫
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第２７１号
鹿児島県いちき串木野市羽島5590番地
債務者　新村由美子
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第４６６号
鹿児島県鹿児島市上福元町3508番地４
債務者　宇戸　則男
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第２２号
仙台市青葉区みやぎ台１丁目11番12号
債務者　荒砥　健次
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第８８７号
宮城県黒川郡富谷町富ヶ丘２丁目22番22号
債務者　庄子　秀男
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第７６号
宮城県石巻市長渡浜船色19番地、前住所仙台市泉区泉中央１丁目19番地の３　リッツコート泉中央213
債務者　阿部みち子
1　決定年月日時　平成23年10月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第７７号
宮城県石巻市和渕字牡丹窪山30番地２
債務者　大浪　勝浩
1　決定年月日時　平成23年10月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第７８号
宮城県東松島市赤井字七反谷地434番地11
債務者　清水　恵一
1　決定年月日時　平成23年10月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第３７４号
秋田市手形山東町４番７号
債務者　松渕　昭夫
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３７５号
秋田市手形山東町４番７号
債務者　松渕　末子
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７６号
茨城県日立市本宮町２丁目４番28―201号
債務者　高橋　毅也
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第１０６号
茨城県日立市田尻町４丁目33番２―406号
債務者　宗形　祐修
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第１０９号
茨城県高萩市大字下手綱1504番地の３
債務者　山田　敏一
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第１１０号
茨城県高萩市大字下手綱1504番地の３
債務者　山田ハツミ
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第１１３号
茨城県日立市宮田町４丁目４番33号
債務者　遠藤　仁美
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
水戸地方裁判所日立支部